

出雲市危機管理指針

出雲市危機管理推進会議	決定	目的	市の責務	危機	計画	主な内容	組織	根拠	
出雲市危機管理推進会議	決定	右記「危機」から市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。 ・危機発生後の被害軽減 ・危機発生後の市民生活の平常回復化	市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等の協力を得て 右記「危機」に対処する3つの計画を策定 「細部計画」、「危機に対処する業務継続計画」の策定 総合的・計画的な危機管理を実施	災害 災害対策基本法第2条第1項で定めるもの	出雲市地域防災計画	災害予防に関する計画 風水害予防に関する計画 風水害予防 急傾斜地崩壊（地すべり）災害予防 土石流災害予防 地震災害予防に関する計画 地震災害予防 津波災害予防 事故災害予防に関する計画 火災予防 雪害予防 流出油事故の災害予防 海難事故の災害予防 ガスその他危険物の災害予防 林野火災予防 原子力災害予防	出雲市防災会議	災害対策基本法	
					災害応急対策に関する計画 動員計画 避難計画 食料供給計画 給水計画 医療救護計画 など				
				災害復旧に関する計画 被災者の生活確保に関する計画 公共施設の災害復旧 民間施設等の災害復旧の助成					
					災害対策基本法第2条第1項で定めるもののうち ↓ 「洪水」、「高潮」による水害—河川、海岸を対象	出雲市水防計画	水防業務の調整・円滑な実施 水防組織と責任 水防の体制 水防活動	出雲市国民保護協議会	国民保護法
					武力攻撃事態等及び緊急処理事態 ↓ 武力攻撃事態対処法で定める「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」並びに「緊急処理事態」	出雲市国民保護計画	対象とする事態—有事 （恣意的かつ悪意による災害） 備え・予防 武力攻撃事態等への対処 武力攻撃事態 着上陸侵攻 グリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃 復旧 緊急処理事態への対処 緊急処理事態 原子力事業所等の破壊、ダム等の破壊 ターミナル駅、列車の爆破 炭疽菌、サリン等の大量散布 航空機による自爆テロ ※ 対応主体 国→県→市		
					事件等の緊急事態 テロ、感染症、環境汚染など上記以外の危機	出雲市緊急事態等対処計画	事前対策 緊急対策 事後対策 個別対応計画 テロ事件対策 教育施設における事件対策 不審者侵入対策 など 公共交通機関における事件対策 バスジャック事件対策 感染症対策 SARS対策 新型インフルエンザ対策 家畜伝染病対策 高病原性鳥インフルエンザ対策 食中毒対策 毒物・劇物などによる健康被害対策 危険動物・有害昆虫などの対策		